

徳島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第九号

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

**第一条** 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十七第一項中「ガス供給業」の下に「のうち導管ガス供給業」を加え、「ガス供給業を」を「導管ガス供給業を」に、「、保険業及び」を「及び特定ガス供給業(同項第四号に規定する特定ガス供給業をいう。以下同じ)」、保険業並びに」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハを次のように改める。

ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

第二十条の十七第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「もの」の下に「(法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
  - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
  - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額
- 第二十条の十八第二項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同項に次の一号を加える。

#### 四 特定ガス供給業

第二十条の二十四の二中「第七十三条の十四第十一項から第十三項まで」を「第七十三条の十四第十二項から第十四項まで」に改める。

附則第十七項中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則第十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第四十一項中「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める。

(徳島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第二条** 徳島県税条例の一部を改正する条例(令和二年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち徳島県税条例第二十条の十五の改正規定中「同条第六十三項」を「同条第六十五項」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例第二十条の十七及び第二十条の十八第二項並びに附則第十七項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(規則への委任)

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。